

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年9月30日

月曜日

号外(3)

目次

人事委員会規則

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年9月30日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第608号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削る。

第19条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(人委・職員課)

